

佐賀県優良委託業務等表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 佐賀県が発注した土木・建築関係建設コンサルタント業務（設計を含むもの）（以下「県発注委託業務」という。）において、他の模範となる優良な委託業務及び優れた技術者を表彰することにより、事業者及び技術者の意欲の増進や技術力の向上を図るとともに、社会的評価を高め、建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、県発注委託業務のうち前年度に完了したのものについて、優良委託業務表彰及び優秀技術者表彰を行うものとする。

2 表彰は、県土整備部長表彰とする。

(選考基準)

第3条 選考の基準は、次のとおりとする。

(1) 優良委託業務表彰

- ア 被表彰者は、佐賀県内に本店を置く者とする。
- イ 県内に本店を置く者と県外に本店を置く者が結成した共同企業体が履行した委託業務は、表彰の対象から除く。
- ウ 成績評定点が80点以上の委託業務を選考、決定する。
- エ 前年度中の他の委託業務における成績評定点に70点未満の委託業務がある者、前年度当初から表彰日までの間に発注者から指名停止等の措置等を受けた者については、表彰の対象から除く。
- オ 同一の者が重複して受賞することはできない。

(2) 優秀技術者表彰

被表彰者は、(1)のア～エに該当する委託業務に従事した管理技術者とする。

(佐賀県優良委託業務等表彰審査委員会)

第4条 被表彰者の選考を行うため、「佐賀県優良委託業務等表彰審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は優良委託業務及び優秀技術者の選考基準を決定し、事務局より選考結果の報告を受ける。
- 3 委員会は、別表に掲げる者で構成する。
- 4 委員会は委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 5 委員会は、二分の一以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局の役割)

第5条 事務局は、第3条に規定する選考基準に該当する委託業務及び技術者を整理し、委員会に報告するものとする。

2 事務局は、建設・技術課内に設ける。

(表彰の方法)

第6条 表彰は年1回行い、県土整備部長により賞状を授与する。

2 表彰は、複数年を連続して受賞できるものとする。

(表彰の取消し)

第7条 県土整備部長は、この要綱により表彰された者が、その対象となった委託業務において、表彰後、成果物に関して被表彰者が契約不履行の修補請求を受けた場合、又は損害賠償請求事由が発生した場合等、表彰にふさわしくないことが明らかとなった場合は表彰を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和7年度以降の表彰から適用する。

ただし、令和7年度表彰の対象については、令和6年度に発注し完了した委託業務とする。

別 表

佐賀県優良委託業務等表彰審査委員会

委員長	県土整備部長
副委員長	県土整備部 副部長（建設・技術課担当）
委員	県土整備部 理事 〃 建設・技術課長 〃 道路課長 〃 建築住宅課施設整備室長 〃 河川砂防課長 農林水産部 農山村課長 〃 農地整備課長 〃 森林整備課長